

障害者タクシー利用助成券

申請の受付

平成27年度の在宅障害者タクシー利用助成券の申請を開始します。

- ▼申請受付 3月27日(金)から
- ▼利用開始 4月1日(水)から
- ▼申請場所 障害福祉センター
- ▼対象者

町内在住(施設入所者は除く)で次のいずれかに該当し、自動車税の減免や介護タクシー利用助成制度を受けていない方

- 身体障害者手帳1・2級(上肢・下肢・体幹・視覚・内部
- 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- 特定疾患医療証をお持ちの方
- 透視対象者)の方には最大72枚、それ以外の方には最大48枚発行します。

問 障害福祉センター
☎(73)4530



- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 特定疾患医療証
- 印鑑(印鑑をお忘れの場合は発行できません)

4月1日から 火葬料補助金助成額 が変わります

町に住民登録のある方が死亡し、他市町村の火葬場を利用した場合、その火葬料の補助を行なっています。変更後の助成額は次のとおりです。

期 間	補助金の額 (上限額)
平成27年3月31日まで	80,000円
平成27年4月1日～平成28年3月31日	65,000円
平成28年4月1日以降	50,000円

※「期間」は火葬料を支出した日となります。

問 町民課 ☎内線 272

障害児福祉手当・ 特別障害者手当 支給

日常生活において常に介護を必要とする在宅の障がい者に対し、一定の要件を満たした場合に支給されます。

- ・障害児福祉手当 (20歳未満) 14,140円 (月額)
 - ・特別障害者手当 (20歳以上) 26,000円 (月額)
- ※手当額は平成26年度の金額です。

問 障害福祉センター ☎(73)4530
平塚保健福祉事務所生活福祉課 ☎(32)0130

公共下水道を使える地域が拡大 受益者負担金制度にご理解とご協力を

大磯、東小磯、西小磯、国府本郷、国府新宿、生沢、月京、石神台地区の一部の区域で、5月から公共下水道が使えるようになります。

供用が開始(下水道が使用できる)される区域内の土地所有者の皆さんには、「下水道事業受益者申告書」を4月に送付します。

受益者負担金制度とは
公共下水道施設を整備するためには多くの建設費用が必要です。その費用は国の補助金、借入金並びに町税のほか、皆さんに負担していただく受益者負担金(以下「負担金」)によってまかなわれます。

整備区域内のすべての土地が対象となり、その土地の所有者または権利者が受益者です。

負担金の額は?
対象区域内に所有する土地または権利のある土地の面積に単位負担金額(1平方メートル当たり377円)を乗じて算出した金額です。

なお、負担金は土地に対して「一回限り」の負担です。
負担金の納付方法は?
一括納付を推奨しています!
算出した金額を3年に分割し、さらに1年を4回の納期に分けて納めていただきます。

なお、一括で納めていただくこともできます。一括納付の場合は、当該年度の最初の納期内の納付に限り、納付される年数、金額に応じて一括納付報奨金が交付されます。(実際は、報奨金相当額を差し引いた金額で納付することになります。)

負担金の減免など
負担金は、土地の用途により減免になることや、土地の状況や受益者の事情により、徴収を猶予する対象となることもあります。いずれも申請が必要となりますので、ご相談ください。
また、土地の売買などにより、受益者の変更になった場合は、届出が必要です。

住民説明会を開催
大磯、東小磯、西小磯、国府本郷、国府新宿、生沢、月京、石神台地区の一部の区域内の方を対象に、供用開始に伴う説明会を開催します。

開催日時等は、地区の回覧や区域内に土地を所有されている方に対し通知します。

問 下水道課
☎内線 214・224